

## 第5期 雲南市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 平成28年5月25日(水) 13:30~14:53

2. 場 所 市役所5階 全員協議会室

3. 出席委員(30名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也
24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	33番 藤原 好
34番 山本博子	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(7名) 15番 青木征温 18番 白築 進 19番 白築美雄  
28番 川上蘆求 32番 小田久義 35番 宇都宮敏章  
36番 石橋義明

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦  
(農林振興課) 統括主幹 小林洋治

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第139号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第140号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について
- ・議第141号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第142号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第143号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第144号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は30名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第23回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番永井尚二委員、10番周藤寛洲委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・合意解約届出通知（農地法第18条第6項）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので質問を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。 それでは最初に、「議第139号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第139号 雲南市カントリーエレベータ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>一運営委員会委員の選出について」であります。</p> <p>島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員は4名の方にお出かけいただいております。現委員の任期は、平成28年6月13日までです。これから選出いただく方の任期は、平成28年6月14日から平成29年6月13日です。現在の委員は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は柳原昌広委員の4名です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。19日の運営委員会で協議しました。他の役もありご苦勞をいただいておりますが、任期いっぱいはず変わらずそのままお願いするという体制で現在きていますので、皆さんの協力があれば賛成に持っていきたいと思っていますのでどうかよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに運営委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第139号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、現在の委員、渡部満憲委員、嘉本輝雄委員、松原利廣委員、柳原昌広委員の4人を留任とし、決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第139号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第140号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」を議題とします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>農林振興課担い手支援グループの〇〇です。</p> <p>私の方から、議第140号について説明させていただきます。議案書10ページから資料を添付しております。ご覧ください。</p> <p>今般、市内において農事組合法人が設立され、今後の利用権設定等におきます認可に必要となるため、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定を農業委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>今般設立された法人ですが、〇〇町〇〇地区の〇〇集落の農事組合法人□□でございます。</p> <p>先月4月9日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと立ち上げられたところです。</p> <p>元々、個々の農業経営を行っておられた集落でありましたが、農業生産の共同化と効率的な生産コストの低減などを図り、組合員の共同利益の増進と集落の農地維持を目的に法人化されております。</p> <p>法人の内容でございますが、資料11ページから事業計画書を添付しております。資料13ページに組合員の資料を添付しており、組合員6名の法人であります。18ページに役員名簿を添付しており、組合員全員が理事さんという体制であります。役員名簿の1番目の〇〇さんが代表理事であります。</p> <p>14ページに戻っていただきまして経営計画を添付しておりますが、法人化に伴う利用権設定を予定されながら集積される予定であります。</p> <p>17ページに別紙として農地所有適格法人の要件にかかる事項を添付しております。</p> <p>最後に19ページに登記事項証明の写しを添付しております。法人の登記は4月15日でございます。</p> <p>法人の説明は以上です。</p> <p>次に、お諮りする農地所有適格法人の認可について説明しますが、要件が4つございます。</p> <p>1点目は、法人形態要件。2点目に、主たる事業が農業と関連するものとする事業要件。3点目に構成員要件でありまして、農業の常時従事者、農地の権利提供者又は当該農事組合法人から作業受託等の役務の提供を受ける者となります。最後4点目が、業務執行役員要件となり、理事の過半が年間150日以上農業関連に従事し、さらにそのうち1名以上が60日以上農作業に従事しなければならないというものでございます。</p> <p>今般、設立されました法人につきましては、いずれの要件も満たしていると判断し、資格を有するものとして認可をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、農林振興課から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
14番	<p>14番〇〇です。11ページの地区に雲南市の区域とするとありますが、〇〇の地域だけでなく市内の他の地域でも耕作放棄地が増えてくる中で、持ちかけがあった時に応えてもらえるものか、作ってもらえないかと持ちかけられた時に何か条件がある</p>

発信者	議 事 録 要 旨
14番  農林振 興課	<p>のかどうか。</p> <p>〇〇委員のご質問ですが、11ページの4(1)の地区とは下の方に構成員の定義を書いています。組合員さんの中の集落外から法人に入りたいということは拒まないという雲南市の法人の方針があります。その関係でここでは雲南市の区域という書き方をしているということでご理解をいただければと思います。2番目の質問の、他の地区の作業をやっていかれるという予定は、□□さんについては、〇〇地区であるとか他のところまで出かけるということは多少の事業の計画はされているようですが、雲南市の区域とは違う区域ですので近場のところは今後働き掛けをおこなっていかれると聞いております。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第140号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」は、提案のとおり了承とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第140号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格認定について」は、提案のとおり了承とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第141号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>つづきまして議案書21ページ「議第141号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>22ページをご覧ください。3件の申請があります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外7筆、地目は登記簿、現況とも田2筆、登記簿田、現況畑4筆、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>登記簿現況とも畑2筆の合計8筆、面積は合計で9,540㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に貸し付ける」ということです。借受人は、〇〇市〇〇町の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」という事です。譲受人の△△△△さんは□□□□さんの息子さんで今回農業者年金の関係で3条の契約を再設定されるものです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番  〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は837㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡す。」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10アール当り700,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番  〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿田、現況畑3筆、登記簿現況とも畑1筆で面積は合計で683.68㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢となり土地の管理ができないため譲渡する。」という事です。譲受人は、〇〇市〇〇町の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度により取得する」という事です。空き家付農地で登録されている案件であり下限面積は1アールとなります。土地代は10アール当り300,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、3件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですのでただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。  次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第141号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第141号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第142号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書24ページ「議第142号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。 25ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は9㎡です。 申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地に修繕が必要になり、また、急傾斜地中腹にあるため、公衆用道路に近く墓参に便利な申請地に移転新設する。」とのことです。 農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。 農地区分は申請地からおおむね300メートル以内に〇〇総合センターが存在する農地であることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿 畑、現況 宅地、申請面積は119.00㎡です。 申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「申請地を自宅裏への通路として利用したい。」とのことです。 こちらは始末書が提出されており、平成10年に自宅通路造成工事をしてしまった。」ということです。 準工業地域に指定されており、確認は〇〇委員さんです。 農地パトロールで指摘され申請された案件です。農地区分は用途が指定されていることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号3番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は340㎡です。  申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は個人住宅で、住宅1棟84.00㎡を建築されます。転用理由は、「現在住んでいる家が老朽化により今後住み続けるには不便になった。また今後、自治会との交流は継続する必要があるので、申請地に住宅を建てたい。」とのことです。  農用地区域外で、確認は○○委員さんです。  農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は10㎡です。  申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は自宅、裏山の山頂にあり、参道は急で歩行が困難なことから、申請地に移転新設する。」とのことです。  平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、確認は○○委員さんです。  農地区分、許可条項は先ほどの3番と同じです。</p> <p>申請番号5番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも田、面積は109㎡です。  申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画2台分を建設されます。  平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、確認は○○委員さんです。  農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号6番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも田、面積は12㎡です。  申請人は、○○県○○市の亡□□□□相続人△△△△さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。  農用地区域外で、確認は○○委員さんです。  農地区分、許可条項は先ほどの3番と同じです。  以上、6件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>



発信者	議 事 録 要 旨
6 番	<p>6 番〇〇です。2 番の案件ですが、先ほど事務局から説明がありましたが、昨年パトロールをしている時にわかりました。□□さんはわからずにやっておられたということで、すぐに申請をされました。今後このようなことがないようにしますということでありよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他にありませんか。ただ今事務局、確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 1 4 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 1 4 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題 1 4 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2 7 ページ「議第 1 4 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>2 8 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 3 筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 19,102 m<sup>2</sup>の内 5,687 m<sup>2</sup>です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇区の△△△△さん、△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル 1,120 枚、1,833 m<sup>2</sup>を建設されます。転用理由は、「太陽光発電用地として活用するため」ということです。農用地区域外で、賃借料は 1 0 アール当り 17,000 円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は 59 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は車庫で、車庫 1 棟 27.04 m<sup>2</sup>を建築されます。転用理由は、「自宅の敷地に駐車スペースがなく早急に駐車場（簡易車庫）の整備、確保を図るため。」ということです。始末書が提出されておりまして、「昭和 5 6 年 9 月に車庫を建築してしまった。」ということです。平成 2 8 年 2 月 2 6 日に農用地除外の許可が出ており、土地代は 1 0 アール当り 5,932,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>申請番号 3 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 137.06 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は物置・墓地及び管理地で、墓碑 1 棟、物置 1 棟 18.00 m<sup>2</sup>を建設されます。転用理由は、「牛舎を改修した物置と墓地を移転するため、土地を譲り受け物置敷地、墓地、墓地管理地に利用したい。」ということです。平成 2 8 年 2 月 2 6 日に農用地除外の許可が出ており、土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>申請番号 4 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 166 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画 3 台分を建設されます。転用理由は、「家族が増え、車 3 台分の駐車場が必要となり、申請地を譲り受け駐車場として利用したい。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は 1 0 アール当り 6,000,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号 5 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 67 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画 1 台分を建設されます。転用理由は、「家族が増え、車 1 台分の駐車場が必要となり、申請地を譲り受け駐車場として利用したい。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は 1 0 アール当り 6,000,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 4 番と同じであります。</p> <p>申請番号 6 番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は 543 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は資材置場・倉庫で、倉庫 1 棟 75.00 m<sup>2</sup>を建築されます。転用理由は、「申請地を譲り受け、農業用の資材を置く場所及び倉庫として利用したい。」ということです。農用地区域外で、土地代は 10 アール当り 368,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「申請地からおおむね 300m以内に JR〇〇駅が存在する農地である。」ことから、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号 7 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は 41 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は、「現在の建物と境界が近く、申請地を譲り受け、敷地を広げて利用したい。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に指定されております。土地代は 10 アール当り 15,900,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 4 番と同じであります。</p> <p>申請番号 8 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 7 筆、地目は登記簿・現況とも畑が 6 筆、登記簿・現況とも田が 1 筆、面積は合計 5,022 m<sup>2</sup>です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さん、□□□□さん、□□□□さん、□□□□さんの 5 名、借受人は〇〇市〇〇区の株△△薬品 代表取締役△△△△さんです。転用目的は店舗で、店舗 1 棟 2,099.02 m<sup>2</sup>、駐車区画 82 台分を建築されます。転用理由は、「商業店建築のための企業への賃貸。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃借料は 10 アール当り 1,356,000 円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 4 番と同じであります。</p> <p>申請番号 9 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は 23 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は、「宅地を拡張して利用したい。」ということです。始末書が提出されておりました、「昭和 53 年から宅地を拡張して利用してきた。」ということです。農用地区域外で、土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>こちらは 3 条でも出ておりましたが、空き家付農地を購入されるにあたって一部無断転用がありましたので今回申請を出されたということです。</p> <p>申請番号 10 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は 314 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅 1 棟 108.00 m<sup>2</sup>を建築されます。転用理</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>由は、「現在、両親とは別世帯でアパート暮らしですが、家族が増え手狭となってきたため、申請地を譲り受け、三世代同居住宅を新築したく申請します。」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当り18,152,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「申請地は道路、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている地域である。」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上10件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。2番の案件ですが、□□□□さんのお父さん□□さんと譲受人の△△△さんのお父さん△△さん、二人とも亡くなっておられます。当初は□□さんの畑が空いているからと△△さんが借りてやっておられました。それが今回違反であるとわかったので、譲渡人が所有する△△△の畑について、農地法第5条の農地転用許可申請手続きをせずに駐車場敷地簡易車庫として整地をおこない誠に申し訳なく存じますということです。当時は許可後に簡易車庫を建てる予定でしたが、家ができた時に宅地が狭かったということで簡易車庫を建設して現在に至りました。当時は農地法の認識が足りず無断転用となったものです。今後は法を順守しこのようなことがないように注意しますので寛大な処置を賜りますよう始末書をもってお願いします。</p>
5 番	<p>5番〇〇です。9番の案件について始末書がでておりますので説明いたします。□□□さんは意識不明で入院され7～8年になられると思いますが、今回後継者がいないため住宅、宅地、周辺農地全て売り払うという事態になっています。〇〇市の△△△さんは両親も1ターンで〇〇町〇〇地区に住んでおられ、娘さんが住宅が欲しいということで空き家付農地を購入された事案です。79ページと81ページに写真と図面がありますが、79ページの図面の申請地のところの住宅は〇〇〇〇さん宅で、もう亡くなっておられますが、この人が自宅の進入路が狭いということで81ページの写真のとおり右側のところへ石垣を積まれ、これが農地に入っていたということで無断転用となったところです。今回売買にあたって事態が判明しましたので事情を斟酌され審議をよろしくお願いします。</p>
1 2 番	<p>12番〇〇です。〇〇の△△薬品の件であります。先月の4月21日に〇〇委員さんと現地の方を確認し、米子の行政書士さんと3人で現場を見ながら行政書士さんから説明を聞きました。どうかよろしく願いいたします。</p>
2 1 番	<p>21番〇〇です。議案の1番目の太陽光パネル発電用地ですが、1,000㎡を超えています。所有者の□□さんのご主人が農業をやっておられましたが、お亡くなりになり、奥さんの□□さんは高齢です。娘さんは△△さんで大阪にお住まいになっておられ、□□さんの財産等を管理しておられます。41ページの図面を見ていただくと分かるように、太陽光発電のパネルを設置したいということです。手前の方は、農業を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
21番	<p>やっておられた時に建てられたビニールハウスがありますが、そこは現在他人がハウスを使って農業をされているということです。先ほど事務局からもう一か所既に太陽光パネルがあるというのは、丸印の左側に〇〇墓地というのがありますが、その下のところに太陽光パネルが既に設置してあり、同じ人ですが△△さんの申請があつて現在設置されているといったような場所であります。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。無いようですのでただ今事務局、確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第143号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よつて、「議第143号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題144号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書33ページ「議第144号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は大東町13件、加茂町16件、三刀屋町6件、吉田町1件の計36件の申請がされております。</p> <p>議案書の36ページの4番から40ページの12番までは〇〇自治会の□□が立ち上がりましたが、その関係で中間管理機構に預けられるという案件です。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議よろしく願い致します。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p> <p>14時50分まで、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表願います。</p>
9 番	<p>9番□□です〇〇町13件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
6 番	<p>6番□□です。〇〇町16件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
1 番	<p>1番□□です。〇〇町6件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
2 5 番	<p>25番□□です。〇〇町1件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第144号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第144号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>一同互礼。 ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p><b>【その他事項】</b></p> <p>(1) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>(2) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>(3) 歓送迎会経費精算について</p> <p>(4) 熊本地震義援金募集について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_